# 会議録要旨

会 議 名	第13回恵庭まちづくり基本条例制定市民委員会
日時・場所	平成24年 8 月 9 日(木)市民会館1階 第2会議室
会議参加者	副委員長 小山忠弘 委員 泉谷 清 鎌倉洲夫 相坂正一 山口裕美 田中亜希子 石垣周一 菅原宏輔 藤本恵美子 事務局 政策調整課 桑山課長 広中主査 佐々木主査 大林主任 傍聴者 なし

## 開会 (副委員長)

定刻を少し過ぎましたので、会議を開催したいと思います。暦の上ではもう秋です。藤原敏行が「秋来ぬと目にはさやかに見えねども 風の音にぞおどろかれぬる」と詠みましたが、秋風を感じることができるようになるとの思いも抱きながら、回を重ねて第13回目の市民委員会となりました。

本日は、委員長が所用で欠席ですので私が代わりに進行を行います。今回から部会報告となります。それでは、早速部会検討事項の報告をお願いします。

事務局 本日から部会報告となります。本日はA部会の報告ですが、今日で必ず決定しなければならないということではなく、最終的に2回全体調整をしますので、それまでの間ででも逐次検討修正していくようにしたいと考えています。

それでは、はじめに住民投票についてA部会の検討内容を報告します。A部会での検討の中で終始一貫変らなかったことは、住民の意思を示す手段として住民投票制度は必要であるということです。また、常設型か非常設型かについては相当議論を行い、部会としては非常設型を選択いたしました。結果の取扱いについても議論の中心になりましたが、「尊重する」ということになり、規定ぶりとしては「尊重しなければならない」とするという結論になりました。検討の中身につきましては、事前送付いたしました会議録や意見交換の要旨をまとめた資料でご確認いただいているものと思いますので省略いたします。

- 副委員長 住民投票について、規定内容、趣旨及び解釈、運用についてご意見をお願いします。また、 A部会員の方で、事務局の説明を補完してご説明いただけたらと思います。
  - A部会員ではありませんが、私自身「常設型」か「非常設型」かどちらが良いか迷っていましたが、「非常設型」を選択するに至った議論などを考慮すると、「非常設型」とすることで良いと思いました。また、結果の取扱いについても、「尊重しなければならない」という取扱いで良いというように思いました。
- 副委員長 ただいまのご意見に関連して、A部会では、常設型・非常設型に関してどのような議論が あったかご紹介いただけますか。
  - 私は常設型を推奨した一人ですが、全体としては非常設型に決めました。こういう問題というのは、今後の世相や情勢によって必要度なども変ってくるということ、また、基本条例については見直し条項を盛り込むであろうという見通しなども考慮して、現在のところは、この程度の内容の規定で良いのではないかという結論になりました。

副委員長 今後への含みを持たせたということですね。ほかに付け加えることはありませんか。

- 私は非常設型を主張しましたが、条例の中でどちらか一方を定めるということではなく、それぞれのメリット・デメリットを議論していったところ、状況に応じて投票資格要件などを決めることができる非常設型の方向に向かったものです。第1項の規定については、自分の意見に沿った内容ですので特に付け加えることはありません。第2項については、私は最初は、結果に拘束されても良いのではないかと考えましたが、議論を重ねていくうちに、尊重という規定が良いというように考えました。皆さんはいかがでしょうか。
- 条文としてはこのとおりなんだろうと思います。しかし、「市政に関する重要な事項」とは 誰が判断するのでしょうか。また、地方自治法の規定による条例の制定・改廃の直接請求との 関係についてがどうなのか。第2項については、尊重しなければならないとなっていますが、 それに対して罰則のようなものがあるのかということについてどうなのかと思いました。
- 副委員長 その辺についての議論はどうでしたか。「重要な」という価値判断について具体的にどこで 見分けるのかなどの議論は行われたでしょうか。
- 事務局 事務局から申し上げますと、議論の中では、住民投票は最後の手段という共通の認識があって、意思形成に当たっては様々な方法があり、なんでもかんでも住民投票にかけて良いというものではないという前提があります。その中で、住民投票にかけてでも白黒つけなければならない極めて特殊な事例に対して行うもの、一生に一度あるかないかのものという認識で議論が行われました。そうしたときに、濫用を避ける必要があるということになり、住民投票の対象を「市政に関する重要な事項」という表現になったということです。
- 副委員長 どうでしょう。なんでもかんでも住民投票の対象にはしないということからそのような表現に至ったということです。
- 全くそのとおりなんだと思いますが、お題目を唱える条例ではないと思いますので、表現に ついては大事だと思います。
- 副委員長 最初に事務局から説明があったとおり、今日ここで決めてしまうわけではありませんので、 そういう意見をいただきながら、良い方向に進めていきたいと思います。
  - 〇 規定中の「別に条例で定める」という条例は、どういう条例を想定しているのでしょうか。
- 事務局 恐らく、その条例は、「個別の住民投票条例」か「常設型の住民投票条例」のいずれかという ご質問かと思いますが、この規定であれば、そのどちらを定めることも可能という解釈ができ ると思います。基本条例の中に規定しようとしたことは、第一に、住民の意思を直接確認する ための方法として住民投票制度があるということ、第二に、その住民投票は、条例に基づいて 行うんだということです。そのときの基づくべき条例は、基本条例から委任された別の条例で 行うということです。ということは、別に定める条例が「常設型の住民投票条例」ということ も場合によってはあり得ます。

副委員長 一般的にはどうなんでしょうか。住民投票をすると決まってから条例を作るものですか。

- 事務局 個別型の場合は住民投票をすることが決まってから条例を作ることになりますが、いつでも 住民投票ができるように常設型の条例を整備しておこうという市長又は議会、あるいは住民などの意思が固まって、あらかじめ条例を作っておく場合もあると思います。
  - 委員会での意見交換では、年齢などの投票資格を案件ごとに変えられるのが非常設型で、 常設型では、あらかじめ案件などを想定しながら投票資格などを決めておかなければならない というものだったように記憶しています。
  - 〇 どういうパターンで住民投票が実施されるかによっても変わってくると思います。住民投票 に至る流れのパターンなどがあると分かりやすい。住民投票の手順などがあると分かりやすい のではないでしょうか。
- O 恵庭市には住民投票条例はありませんが、道内でも市町村合併に関する住民投票は行われています。そういった事例では、どういう経過で住民投票の実施に至ったのかということを知りたいと思います。規定内容については、そのとおりで良いと思います。
- 〇 地方自治法の規定による条例制定の直接請求と、この基本条例の規定案とではどう違うもの なのでしょうか。
- 事務局 道内他市では、地方自治法の条例制定の直接請求について法の規定をなぞってそのまま書いてあるところもありましたが、部会で議論したところでは、なぞって同じことを書くのであれば、法律の規定によって条例制定の直接請求ができるということを紹介さえすれば良いのではないかということになりました。そこで、基本条例ではどこまで書くかというポイントで議論をして決まったのがこの規定ということです。
- 副委員長 奈井江町では、中学生に投票権を与えて住民投票を行ったと記憶していますが、例えば、 稚内市の第11条第4項の規定で「住民投票できる人の年齢その他住民投票の実施に必要な事項」 を別の条例で定めるということを書いてあります。

結論を出さなければならないということではありませんので、問題や意見を出して今後議論 していけば良いと思います。それでは一旦次の住民参加・協働に進んで、その後全体としての 議論に戻りたいと思います。それでは、事務局から報告をお願いします。

事務局 住民参加・協働についての議論の入口になったのは、まちづくりへの参加は、住民にとって 権利なのか義務なのかということです。権利と考えることもできるし義務と捉えることもでき る。そうであれば一緒に書くことを考えてみようという方針で話し合いました。

第1項は、「まちづくりは、市民と市がそれぞれの責任と主体性によって、対等の立場で相互に理解し、信頼関係のもと協働して行う」と、「市民および市は」と書きだすのではなく、主語を「まちづくりは」としました。部会での意見交換は、どういうように協働を進めていくかということについてキーワードを出し合い、必要となる事項を繋ぎ合わせて作りました。議論の中で、「恵庭のまちづくりは」と書くのはどうだろうかということも話し合い、市民委員会での意見も聞いてみようということになりました。

第2項は、「市民及び市は、市民が持つ豊かな社会経験、知識及び創造性を活用し、まちづくりを進める」と、市民と行政のまちづくり指針に記載されている文章を引用しています。全体としてこの条は、他市の規定とは趣が異なっていて、市民と行政の協働のまちづくり指針に書いてあることを要約する形でまとめられています。このため、他市のように「権利を有する」

「しなければならない」というような書き方はしていません。

第3項は、「市民及び市は、市民が自発的に市民活動に取り組むことができる環境づくりに努める」と、市民活動を活発にするということを、「市民は市民活動に参加できる」ということを書くのではなく、「環境づくりを行う」という視点で書いています。その環境づくりを行うのは、市だけでなく、市民も取り組むということを書いています。

指針に掲げられている活動領域の考えである、行政処分のように市が責任を持って主体的に 行う領域、市民が自由な発想で独自に行う領域を認めつつ、それ以外は、市民同士があるいは 市民と行政が協働でまちづくりを行うということをベースに、この3つの項目をまとめました。

## 副委員長 これについて何か皆さんからご意見はありませんか。

- 〇 先ほど「まちづくりは」を「恵庭のまちづくりは」とするかどうかについて市民委員会で 意見を聞くという話がありましたが、部会としては「恵庭の」は付けないということになった ということで良いですか。

## 副委員長「恵庭の」と付けなくても良いという論拠はどういうことだったのでしょうか。

- 私は特に「恵庭の」を付ける必要はないと考えたのですが、この基本条例は、恵庭市の条例 ですから、まちづくりも恵庭のまちづくりですので、特に付ける必要はないということです。
- 副委員長 私は、この規定文を読んで、第1項では、協働の意味をかなりきちんと捉えて書いてあるというように感じました。単に一緒にやるということではなく、対等の立場で相互理解と信頼でやるということです。
  - 図 運用のところにイメージ図が書いてあるのは分かりやすくて良いと思います。
  - O 他のまちと書きぶりが違っていて、真似て書くのではなく思いが入った文章になっているのが良いと思います。

## 副委員長 A部会の方からもご意見をいただきたいと思います。

- O まちづくりは、市役所だけが行うものではなく、市民が率先して参加し、一緒にやっていく ことが大事だと思います。そういったことの含みを持たせた文章にできたというように思い ます。柔らかく分かりやすい文章になるようにしました。
- 副委員長 各委員からは、この規定案については高い評価を得ているようです。私は、趣旨及び解釈 の4つ目に書かれていることがよく整理されていて良いと思います。まちづくりは、権利であ り義務であるという意識で考えると、よく考えられた文章と感じます。書き足りない部分とい うのはありますか。
  - O 足りなくはないです。願わくば、イメージ図がありますが、実際に動いている活動について これはどの領域に入っているかというのを示すことができれば良いと思います。いつも協働と

言葉だけは頻繁に使いますが、実現していっていません。これだけきちんとまとめたのですから、活動に入っていく市民が、読んだ人が分かるように例示されればと望んでいます。

副委員長 行政がやる部分と市民がやる部分があります。協働という言葉ですべて一緒にしてしまうのではなく、どういう部分が協働の範囲だということを明確にした方が良いということですね。 事務局としてはこの意見についてどのように対応できますか。

事務局 解説の中に具体的な事例を掲げるということでしょうか。

- O 解説に載せるというか条例の説明に入れるということでなくとも、Q&Aのような形ででも 何かしらの形で理解を深めるための例示ということをしてほしい。
- 〇 例えば、「ごみ出し」では、分別までは市民がやって、収集・運搬からは市がするというよう なことでしょうか。
- 〇 ごみ出しもうそうですし、除雪についても同じようなことが言えます。必ず苦情の電話があり、苦情が来たら職員が走って行く。そういうことは止めた方がいい。そういう対応をするのであれば2万8千人の職員が必要になる。市民は、自分たちでやることをしっかり自ら自分たちでやるということにしなければならない。
- 副委員長 運用のイメージ図を、内容に応じて整理しておけば分かりやすいということですね。今の 意見を今後に活かしていきたいと思います。それでは、「市民参加による協働のまちづくり」に ついては、この文案でよろしいですか。

#### 一同賛同

- 副委員長 それでは、次の議題である「地域オリジナル」に進みたいと思います。前回の市民委員会 で意見交換をしましたが、本日は、町内会について話し合いたいと思います。はじめに事務局 から説明をお願いします。
- 事務局 今回の部会方式については、基本条例で標準装備しているどこのまちも規定している事項を大まかにAからFのグループに分けて議論していますが、そのどのパートにも入らないようなものがあります。例えば、地域コミュニティーについては明確にどの部会の所掌と言えないものです。A部会では、基本条例では地域コミュニティーについて規定すべきという意見が出ましたので、市民委員会で報告したいと思います。それに併せて、町内会の会長をしている人から、町内会の加入率が低い現状を基に、基本条例において、まちづくりの担い手として町内会があるということが規定されれば、町内会への勧誘に当たって、恵庭市のまちづくりは町内会も参加してやっていくのだから是非加入してほしいというようにできるので、市民委員会で検討してみてくれないかという要望をいただきました。大変興味深い視点のように感じましたので、議題にさせていただきました。
- 副委員長 市民参加によるまちづくりとは言いますが、町内会に入ることもまちづくりに参加することの一つと考えて良いと思います。そういうことを踏まえて条例に規定してはどうかというお話です。特にアパートなどに住む方では、町内会への加入を促しても、関係がないなどと言われてなかなか加入してもらえないということがあります。そう言われると、それ以上根拠を示

すこともできず、「皆でやっているので加入してください」くらいしか言えませんが、条例に	規
定があることによって、恵庭では町内会もまちづくりの担い手となっているので一緒にやり	ま
せんかと言えることになります。皆さんどうでしょうか。	
〇 どうでしょう。他市の基本条例に町内会について規定しているところはあるのでしょうか。	
副委員長 稚内市のように地域コミュニティの構成員として書いているところはあるようです。	
〇 行政側は、町内会を頼っているところがあると思います。一番基礎的な地縁の集団ですし	`
根拠はないのでしょうが、いろいろ頼んでいると思います。その町内会の加入率が 50%に満	た
ないと聞くとショックを受けます。町内会がまとまればとても大きな力になると思います。	
副委員長 町内会の加入率は50%を切っているのですか。	
事務局 お話をいただいた町内会長のところではそのようです。	
○ 町内会という一番小さな集合体が崩れてしまうとまちがどうなってしまうのか心配です。 	
○ 基本的に地域づくりをするのは町内会です。町内会長で、何でもかんでも市役所からやら	さ
れて大変だと苦言を言う人がおりますが、協働というのはそういう役割を担うことでもあり	ま
す。福岡県で世話人制度を作って自治会として育っています。町内会の機能をきちんと整理	し
て役割を果たさないと地域づくりになりません。親睦会のようなことばかりやっていては地	域
づくりに繋がらないのです。協働というのは、まずは自分が、自分たちがやることから始ま	る
のです。自分たちでできないことを行政と一緒にやるということです。	
副委員長 市役所で町内会を担当している部署はどこですか。町内会長の研修会などもやっている	の
でしょうか	
事務局 市民活動推進課が担当し、研修会もやっているようです。	
○ 外に出て勉強してくるというのは大いに結構なのですが、それだけで終わっているよう	 [ ]
副委員長 つまり、町内会長だけの研修になっていて、それを町内に持ち帰って皆で共有するよう	な
ことになっていないということですね。	
〇 白老町では、町内会が地域課題を出し、議員も含めて予算反映への審査をします。町内会	 の
活動が非常に活発で、地域づくりに対して機能していると言えます。	
Algorithm of the control of the cont	
	 L.
ていますね。こういった条例などを作るのに我々が集まって話し合うと、コミュニティの形	
だとか協働のまちづくりといった話をしますが、一番大事なのは、住んでいる住民のまとま	
の意識をどう高めるかということなのではないでしょうか。	ソ
い心明でして回いるが、こと、ノーにないではない。	
○ 替成や反対といった音見ではありませんが、稚内市の規定を見て思ったのですが、特定の	

名称を書く必要はあるでしょうか。「町内会、ボランティア団体、老人クラブ、文化団体、スポ 一ツ団体など」と例示する必要はあるでしょうか。例示した団体だけに特化されてしまわない でしょうか。 副委員長 そのような意見もあると思いますが、例示部分を取って単に「コミュニティー活動を担う 団体」とだけ規定すると、コミュニティー活動団体ってのは何だろうとなってしまいます。そ の団体に特化されてしまわないかと懸念することも分かりますが、例示することによってコミ ュニティー活動というものの理解が深まるとも考えられます。 地域コミュニティーとはどういうものなのかという例示で、分かりやすくするために例示 しているので、特化されてしまうということまで心配しなくてもよいと思います。 副委員長 条例に「地域コミュニティーとは」という解説はつけられますか。 事務局 本則中の定義に書くことはできます。どういう定義を置くかは考えなければなりません。 私は、反対というわけではなく、町内会と書くと自治会と呼称しているところについてはど 0 うするのかと考えたものです。 それは何でも良いでしょう。問題は地域コミュニティーをどうするかということで、良い 条例を作ったとしても、地域コミュニティーが出てこないというのはおかしい。地域コミュニ ティーとは何かを明らかにし、恊働のまちづくりの担い手ということを書くべきだと思います。 小さなことかもしれませんが、老人クラブというのは地域コミュニティー活動をする団体 なのでしょうか。憩いの家の近傍の住民が、カラオケ騒音の苦情を掲示板に書き込んでいまし たが、そういった活動が地域コミュニティー活動なのかと考えてしまうのです。そういう活動 が全てではないのでしょうが、青年団体などを例示した方が良いと思ったのです。そう考える と、特定の名称はない方が良いのではないかと考えたものです。 市民活動をどうやって進めるかと考えたとき、市民活動団体ばかりでなく数多くある市民 サークルのことも考えなければなりません。サークル活動が地域貢献をしていることがありま す。そう考えると、老人クラブも地域貢献をしており、たまたま迷惑している人もいますが、 地域コミュニティーと考えて良いと思います。 副委員長 黄金中央では、老人クラブの呼称を用いず、黄金中央カリンバ会と名乗っています。皆で 老人クラブとは使わないと決め、今までの老人クラブの活動パターンを止めようと確認してい ます。月1回の定例会の際は、30分~1時間は学習の時間を設けることとし、社会福祉協議 会や市から職員に来てもらって学習をしています。そのほか、子ども達と一緒に七夕まつりを やったり、ひな祭りをやったりと四季折々の伝統行事を伝えていこうと活動しています。黄金 学園通の草取りを最初に始めたのがカリンバ会で、それから多くの人達が花を植えるなど活動 が広がっています。

〇 稚内市では、コミュニティー活動団体を守り育てるということと、必要な支援を行うという

盛り込んでいくということについてはどうでしょうか。

規定の仕方はいろいろありますが、地域コミュニティーについて問題意識を持って、条例に

ことを規定しています。それにもうひとつ、市民はできる範囲で自主的に地域コミュニティー
市では第2項でもいろいろと羅列していますが、羅列することによる問題も出てくるかもしれ
ませんね。 
事務局 名寄市の例ですが、第2条の第4項で「この条例において「コミュニティ」とは、町内会な
ど市内の特定の地域に根ざし、その特性を生かしたより良い地域づくりにかかわる集団又は組
織をいう」と定義し、第33条で「市民及び市は、地域単位の住民活動が自治の重要な担い手
であることを認識し、これを守り育てるよう努めなければならない」とコミュニティ支援を書
いていますが、これはまさに町内会を指していると思われます。他の地域コミュニティ活動団
体もあるためこのように書いているようですが、町内会を強く意識して書いているようです。
副委員長 うまく表現していますね。それでは、地域コミュニティについて基本条例に規定していく 
ということでよろしいですね。
それでは、次に事務局から数点連絡があるそうですのでお願いします。
事務局 8月3日に全議員で構成する議員協議会からの要請で、まちづくり基本条例の取組み状況に
ついて、企画振興部長、政策調整課長、担当主査の3名で説明に行き、説明のほか質疑を受け
てきました。その場で、市民委員会からのお願いということで、意見交換会を申し込んできま
した。9月上旬を予定しています。 
副委員長 意見交換会実施についての感触はどうでしたか。
事務局 とても良く、早くやってほしかったというご意見もありました。意見交換会のスタイルは、
議員全員と市民委員全員が参加する方式でお願いしてあります。申込みに対する取扱いは、全
会派の議員から構成される「議会改革検討協議会」で協議し、回答をもらうことになっていま
す。
7.0
副委員長 とても良い取組みだと思います。 
それでは本日の会議を終了いたします。大変お疲れ様でした。